

埼玉県住所地外高齢者インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症
定期予防接種相互乗り入れ業務委託契約書

埼玉県○○市町村（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県医師会（以下「乙」という。）は、予防接種の対象者が、甲の区域外（埼玉県の区域内に限る。以下「住所地外区域」という。）において、予防接種を円滑に受けることができるようするため、次のとおり委託契約を締結する。

この場合、乙の長たる埼玉県医師会長は、乙の会員で協力医療機関の長の委任を受け契約を締結するものとする。

（定義）

第1条 本契約において「予防接種」とは、予防接種法第5条第1項に規定する予防接種及び同法第6条により実施する予防接種をいう。

2 本契約において「住所地外高齢者インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症定期予防接種」とは、甲の住民のうち、次の各号に掲げる者が、住所地外区域にて接種を希望する場合に、協力医療機関において行う予防接種をいう。

（1）かかりつけ医が住所地外区域にいる者

（2）慢性疾患等があり、主治医が住所地外区域にいる者

3 本契約において、「協力医療機関」とは、埼玉県医師会の会員が所属する医療機関等のうち、住所地外高齢者インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症定期予防接種に協力するため、契約の権限を乙に委任した医療機関等をいい、「接種医」とは、協力医療機関に所属する医師をいう。

（委託業務）

第2条 甲は、住所地外高齢者インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症定期予防接種に関する業務の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 接種医が前項の業務を行うに当たっては、協力医療機関において、個別接種の方法により行うものとする。

3 乙は、第1項の業務が円滑に実施されるよう協力医療機関の指揮監督に努めなければならない。

4 乙は、協力医療機関の名簿を作成し、乙のホームページに掲載するものとする。

（信義誠実の義務）

第3条 甲、乙及び協力医療機関は、信義に従い、誠実にこの契約に定める条項を履行しなければならない。

(委託業務の実施)

第4条 甲が第2条の規定に基づき委託する業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 接種対象者の確認
 - (2) 予診
 - (3) ワクチンの接種
 - (4) 予防接種済証の交付
 - (5) その他予防接種業務を行うために必要なこと
- 2 接種を行うべきワクチンの種類は、予防接種法施行令第3条に規定する定期予防接種のうち下記とする。
- (1) インフルエンザ
 - (2) 新型コロナウイルス感染症
- 3 協力医療機関は、住所地外高齢者インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症定期予防接種の希望があったときは、住所地等所要事項を確認の上、接種を行うものとする。この場合において、甲は、協力医療機関に対し依頼書の交付は行わないものとする。

(委託料)

第5条 市町村が設定するワクチン代を含めた額とし、別紙「埼玉県住所地外高齢者インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症定期予防接種相互乗り入れ料金表」のとおりとする。

(委託料の支払い)

第6条 協力医療機関は、前条に定める委託料を請求しようとするときは、住所地外高齢者インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症定期予防接種を実施した月ごとに取りまとめ、原則として当該予防接種を実施した翌月の15日までに、別紙様式による「予防接種委託料請求書」(以下「請求書」という。)に予診票を添えて、直接、甲に提出するものとする。

- 2 甲は、請求書を受理したときは、その内容を審査するものとする。
- 3 前項の審査の結果、当該請求書を適正と認めるときは、甲は、審査を終えた日の属する月の翌月末日までに委託料を協力医療機関に支払うものとする。

(関係法令の遵守)

第7条 業務を実施するに当たっては、予防接種法、「埼玉県住所地外高齢者インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症定期予防接種相互乗り入れ実施要綱」、その他の関係法令及び通知等を遵守するものとする。

(予防接種健康被害に対する措置)

第8条 本契約に基づいて接種医が実施した予防接種により被接種者に健康被

害が生じた場合は、甲が被接種者との折衝、その他の処理に当たるものとする。

- 2 前項の場合において、甲は、被接種者の健康被害に対する救済措置を講じると共に、被接種者に生じた損失を補償するものとする。
- 3 前項の規定において、甲が損失の補償を行う場合は、当該損失の発生につき接種医に故意又は重大な過失がある場合を除き、甲は接種医に対する求償権を有しない。

(健康被害への対応)

第9条 前条に規定する場合における甲の対応については、甲が設置する予防接種健康被害調査委員会の所掌に属するもののほか、甲は、乙並びに協力医療機関の長及び接種医と協議し対応するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 乙及び協力医療機関は、委託業務について知り得た個人情報を漏らしてはならない。委託業務終了後も同様とする。

- 2 協力医療機関は、本契約による業務を処理するため甲から引き渡された予診票をき損又は損失することのないよう、個人情報を安全かつ適正に管理しなければならない。万が一このような事案が発生した場合は、直ちに甲及び乙に報告し、両者の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、協力医療機関がその責めに帰すべき事由によりこの契約に定める義務を履行しないときは、本契約からの削除の申し立てを、また契約を継続するに支障があると認めた場合は、本契約を解除することができるものとする。この場合において、甲は1カ月前までに乙にその旨を書面で通知するものとする。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合、甲は以降のこれによる損害の責めを負わない。

(契約期間)

第12条 本契約期間は、令和7年10月1日から令和8年1月31日までとする。

(協議)

第13条 本契約書に定めのない事項について約定する必要が生じたとき、又は本契約書に約定する事項について疑義のあるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

本契約が成立したことを証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ
れその1通を所持するものとする。

令和7年10月1日

甲 ○○市町村○○〇〇丁目〇番〇号
○○市町村長 ○○ ○○ (印)

乙 さいたま市浦和区仲町三丁目5番1号
一般社団法人埼玉県医師会
会長 金井 忠男 (印)